



越前市告示第96号

令和2年6月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月4日

越前市長 奈良 俊 幸



- 1 日 時 令和2年6月11日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 34 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 川崎 俊之

議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年越前市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 6 月に支給する期末手当の特例）

4 令和 2 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額の 100 分の 30 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 11 日から施行し、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

議案第 35 号

越前市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

越前市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 川 崎 俊 之

越前市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

越前市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年越前市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年度に交付する政務活動費の特例）

- 3 令和 2 年 7 月、同年 10 月及び令和 3 年 1 月に交付する政務活動費の額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による月額からそれぞれ 2 万円を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。

議案第 38 号

越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(越前市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 越前市市税賦課徴収条例(平成 17 年越前市条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 34 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 94 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。

第 94 条第 4 項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第 3 条の 2 第 1 項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、

「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 越前市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表の第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項

」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中越前市市税賦課徴収条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和3年1月1日
- (2) 第2条中越前市市税賦課徴収条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (4) 第1条中越前市市税賦課徴収条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が3号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号

施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条本文に規定する施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

越前市市税賦課徴収条例（平成 17 年越前市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「第 6 1 条又は第 6 2 条」を「第 6 3 条又は第 6 4 条」に、「第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を「第 6 3 条若しくは第 6 4 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 20 項中「附則第 6 2 条」を「附則第 6 4 条」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第 24 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 34 条の 7 の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第 25 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染

症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第40号

越前市都市計画税条例の一部改正について

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例

越前市都市計画税条例（平成17年越前市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第 4 1 号

越前市手数料条例の一部改正について

越前市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市手数料条例の一部を改正する条例

越前市手数料条例（平成 1 7 年越前市条例第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 個人番号に関するものの項を次のように改める。

個人番号に関するもの	個人番号カード再交付手数料	1 枚	8 0 0 円
------------	---------------	-----	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 1 8 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項及び第 7 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

この条例は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 1 2 号）附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

議案第 4 3 号

紫式部と国府資料館設置及び管理条例の制定について
紫式部と国府資料館設置及び管理条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

紫式部と国府資料館設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 本市は、国府が置かれた本市の歴史及び紫式部と本市の関わりを発信し、
観光の振興を図るための施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
紫式部と国府資料館	越前市東千福町 2 1 番 1 2 号

(開館時間及び休館日)

第 3 条 紫式部と国府資料館（以下「資料館」という。）の開館時間及び休館日
は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、
又は臨時に休館することができる。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 休館日

ア 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）
第 3 条の休日を除く。）

イ 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(事業)

第 4 条 市長は、資料館において、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 本市の歴史及び紫式部と本市との関わりに関する資料の展示及び情報の

発信

(2) 広域観光情報の発信

(3) 前2号に掲げるもののほか、資料館設置の目的達成のために必要な事業
(入館の制限)

第5条 市長は、入館者又は入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者について入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 建物、設備、展示品等を毀損するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償等)

第6条 その責めに帰すべき事由により、建物、設備、展示品等を毀損し、又は滅失した者は、速やかに市長に報告するとともに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の賠償の金額及びその方法は、その都度市長が定める。

(管理の代行)

第7条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に資料館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者が行う資料館の管理業務は、次のとおりとする。

(1) 資料館の維持管理に関する業務

(2) 第4条に掲げる事業に関する業務

(3) 市長の承認を受け、資料館の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条及び

第5条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(紫式部公園休憩所設置及び管理条例の廃止)

2 紫式部公園休憩所設置及び管理条例（平成17年越前市条例第170号）は、廃止する。

議案第44号

財産の取得について

市民バスとして、次のバスを取得するものとする。

令和2年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

- 1 名称及び数量 低床型ノンステップバス（ロングボディ 1ドアタイプ）
1台
- 2 取得予定価格 22,936,160円
- 3 契約の相手方 越前市千福町131番地
株式会社新和モータース

議案第45号

財産の取得について

市道の除雪作業用として、次の除雪機械を取得するものとする。

令和2年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

- 1 名称及び数量 除雪ドーザー（11t級）1台
- 2 取得予定価格 16,170,000円
- 3 契約の相手方 越前市塚町第6号2番地
コマツサービスエース株式会社 丹南店

議案第 5 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 3 号

越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 1 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(越前市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 越前市市税賦課徴収条例(平成 1 7 年越前市条例第 7 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 3 6 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3

号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6

号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項を削り、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第20項を同条第19項とする。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

(越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成31年越前市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第3条 越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和元年越前市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、越前市市税賦課徴収条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第2条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「元年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の越前市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧

法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(越前市市税賦課徴収条例及び越前市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 越前市市税賦課徴収条例及び越前市入湯税条例の一部を改正する条例(平成27年越前市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成29年越前市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第6条 越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成29年越前市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年越前市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

議案第 5 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、越前市都市計画税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 4 号

越前市都市計画税条例の一部改正について

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 1 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例

越前市都市計画税条例（平成 1 7 年越前市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで、第 2 2 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 8 項から第 3 1 項まで、第 3 3 項又は第 3 4 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで、第 2 1 項から第 2 3 項まで、第 2 5 項、第 2 7 項から第 3 0 項まで、第 3 2 項又は第 3 3 項」に改める。

附則第 5 項を削る。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5

条第 38 項」に改め、同項を附則第 5 項とする。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を附則第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合）

7 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 9 項の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項から第 14 項までの規定中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に改める。

附則第 16 項中「、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」を「から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」に、「第 34 項」を「第 33 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の越前市都市計画税条例（附則第 4 項において「新条例」という。）の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 16 項の規定の適用については、同項中「、第 47 項若しくは第 48 項」とあるのは、「若しくは第 47 項」とする。

議案第 5 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、越前市市税賦課徴収条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 1 2 号

越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 5 月 1 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

越前市市税賦課徴収条例（平成 1 7 年越前市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 0 条中「法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条又は第 6 2 条」を、「又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を加える。

附則第 1 0 条の 2 に次の 1 項を加える。

2 0 法附則第 6 2 条に規定する市町村の条例で定める割合は、0 とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

議案第 5 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、越前市都市計画税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 1 3 号

越前市都市計画税条例の一部改正について

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 5 月 1 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例

越前市都市計画税条例（平成 1 7 年越前市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 6 項中「又は第 1 5 条の 3」を「、第 1 5 条の 3 又は第 6 1 条」に改め、「第 1 5 条の 3 まで」の次に「若しくは第 6 1 条」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

議案第 55 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、市長等の給料その他の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 18 号

市長等の給料その他の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部改正について

市長等の給料その他の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 5 月 21 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

市長等の給料その他の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

(市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を改正する条例)

第 1 条 市長等の給料その他の給与に関する条例（平成 17 年越前市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（令和２年６月に支給する市長及び副市長の期末手当の特例）

- ５ 第２条第３項の規定にかかわらず、令和２年６月に支給する期末手当の額については、市長は同項に規定する期末手当の額から当該額の１００分の２０に相当する額を、副市長は同項に規定する期末手当の額から当該額の１００分の１０に相当する額を減じて得た額とする。

（教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部改正）

第２条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例（平成２７年越前市条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（令和２年６月に支給する期末手当の特例）

- ４ 令和２年６月に支給する期末手当の額については、第２条第３項の規定にかかわらず、同項に規定する期末手当の額から当該額の１００分の１０に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市国民健康保険税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 5 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 31 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 18 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 26 条中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 2 号中「28 万円」を「28 万 5,000 円」に改め、同条第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 57 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市国民健康保険条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 10 号

越前市国民健康保険条例の一部改正について

越前市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 4 月 30 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市国民健康保険条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険条例（平成 17 年越前市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 7 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

5 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者

が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規

定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の適用期間)

11 第5項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市国民健康保険税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 17 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 5 月 15 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 18 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例）

17 市長は、第 30 条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる等必要があると認めるものに対し、規則で定

めるところにより国民健康保険税を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

議案第 59 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 19 号

越前市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

越前市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

越前市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年越前市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市介護保険条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 11 号

越前市介護保険条例の一部改正について

越前市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 4 月 30 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市介護保険条例の一部を改正する条例

越前市介護保険条例（平成 18 年越前市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長は、特別な事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

議案第 6 2 号

越前市防災会議条例の一部改正について

越前市防災会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 7 月 1 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市防災会議条例の一部を改正する条例

越前市防災会議条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「3 7 人」を「4 0 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行以後、定数の増員に伴い、新たに委嘱又は任命された委員の任期については、第 3 条第 8 項の規定にかかわらず、委嘱又は任命された日から令和 3 年 9 月 3 0 日までとする。

報告第3号

令和元年度越前市一般会計継続費通次繰越しの報告について

令和元年度越前市一般会計継続費通次繰越しについて、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和元年度越前市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	元年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎建設事業 (本庁舎解体工事)	188,072,000	75,228,000		75,228,000	24,400,000	50,828,000	50,828,000	2,614,000	25,414,000	22,800,000	
合 計			188,072,000	75,228,000		75,228,000	24,400,000	50,828,000	50,828,000	2,614,000	25,414,000	22,800,000	

報告第4号

令和元年度越前市一般会計等繰越明許費繰越しの報告について

令和元年度越前市一般会計及び下水道特別会計繰越明許費繰越しについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和元年度越前市繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

会計	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	特急・新幹線対策事業	22,682,000	22,682,000			20,400,000		2,282,000
	3 民生費	1 社会福祉費	しきぶ温泉湯楽里管理事業	10,500,000	10,500,000			7,800,000		2,700,000
	4 衛生費	1 保健衛生費	浄化槽設置整備事業	12,000,000	11,800,000			8,200,000		3,600,000
	6 農林水産業費	1 農業費	土地改良一般事務費	9,000,000	9,000,000		9,000,000			
			県営土地改良事業	13,186,000	13,186,000			8,500,000		4,686,000
		2 林業費	林道管理事業	2,732,000	2,732,000	80,000				2,652,000
			民有林林道開設事業	27,664,000	27,664,000	1,383,000	17,982,000	7,400,000		899,000
	7 商工費	1 商工費	商業活性化支援事業	34,500,000	11,905,800		11,905,800			
	8 土木費	2 道路橋梁費	補助道路維持改修事業	4,482,000	4,482,000		2,241,000	2,200,000		41,000
			単独道路維持改修事業	36,630,000	20,792,000					20,792,000
			橋梁維持改修事業	81,970,000	81,760,000	3,242,000	44,968,000	32,900,000		650,000
			県営道路整備事業	25,504,000	22,983,000			20,600,000		2,383,000
			補助道路整備事業	172,112,000	168,130,000	6,105,000	88,025,000	74,000,000		
			単独道路整備事業	18,007,000	16,667,000			13,400,000		3,267,000
			雪寒地域道路整備事業	84,600,000	63,492,000		38,095,000	23,900,000		1,497,000
		3 河川費	単独河川改修事業	14,172,000	13,609,000	2,009,000		11,600,000		
		4 都市計画費	北陸新幹線南越駅周辺整備事業	131,186,000	131,186,000		87,030,000	39,300,000		4,856,000
		補助公園整備事業	12,410,000	12,410,000		6,205,000	5,500,000		705,000	
	5 住宅費	まちなか住宅支援事業	8,800,000	7,200,000		3,600,000			3,600,000	
	10 教育費	1 教育総務費	教育情報化推進事業	368,000,000	368,000,000		184,000,000	184,000,000		
2 小学校費		小学校施設営繕事業	27,000,000	27,000,000		9,000,000	18,000,000			
6 保健体育費		スポーツ施設管理運営事業	5,600,000	5,600,000		2,800,000	2,200,000		600,000	
計				1,122,737,000	1,052,780,800	12,819,000	504,851,800	479,900,000	55,210,000	

(単位：円)

会 計	款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
						既 取 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
							国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
下 水 道 特 別 会 計 [公 共 下 水 道 勘 定]	2 下 設 水 道 建 設 費	1 下 水 道 建 設 費	家 久 補 助 管 渠 築 造 事 業	3,000,000	2,500,000		1,250,000	1,200,000		50,000
			東 部 補 助 管 渠 築 造 事 業	84,000,000	82,800,000		41,400,000	41,400,000		
			東 部 単 独 管 渠 築 造 事 業	37,000,000	25,300,000			25,300,000		
			特 環 補 助 管 渠 築 造 事 業	9,000,000	8,700,000		4,350,000	4,300,000		50,000
			特 環 単 独 管 渠 築 造 事 業	29,000,000	26,600,000			26,600,000		
			雨 水 対 策 事 業	68,000,000	67,200,000		29,000,000	38,200,000		
	2 処 理 場 建 設 費	家 久 補 助 処 理 場 築 造 事 業	112,000,000	112,000,000		56,000,000	42,500,000		13,500,000	
計				342,000,000	325,100,000		132,000,000	179,500,000		13,600,000

報告第5号

令和元年度越前市一般会計事故繰越しの報告について

令和元年度越前市一般会計事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和元年度越前市事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

会 計	款	項	事 業 名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明	
					支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
										国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
一 般 会 計	7 商 工 費	1 商 工 費	工芸の里構想 推進事業	60,000,000	34,406,000	25,594,000		25,594,000		12,797,000			12,797,000	新型コロナウイルス感染拡大・長期化の影響による設備の調達不能により工事の進捗が遅れたため
	8 土 木 費	5 住 宅 費	住宅支援事業	1,200,000		1,200,000		1,200,000					1,200,000	新型コロナウイルス感染拡大・長期化の影響による設備の調達不能により工事の進捗が遅れたため
合 計				61,200,000	34,406,000	26,794,000		26,794,000		12,797,000			13,997,000	

報告第6号

令和元年度越前市水道事業会計予算繰越しの報告について

令和元年度越前市水道事業会計予算繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和2年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和元年度越前市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						一般会計繰入金	工事負担金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	水道管仮設布設替工事(下水道関連)	円 11,671,000	円 11,671,000	円 11,671,000	円	円 9,361,000	円	円 2,310,000	円 0		工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期
		老朽化に伴う水道管仮設布設替工事	102,751,000	102,751,000	102,751,000		3,813,000		98,938,000			工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期
		荒谷加圧ポンプ場機械設備更新工事	9,746,000	9,746,000	9,746,000				9,746,000			施工時期の平準化に取り組むため、繰越制度を活用
		不老第2配水池簡易伝送装置更新工事	8,294,000	8,294,000	8,294,000				8,294,000			施工時期の平準化に取り組むため、繰越制度を活用

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						受託工事収益	給水収益			
1 水道事業費用	1 営業費用	水道管仮設布設替工事(下水道関連)	円 5,181,000	円 5,181,000	円 5,181,000	円 4,739,000	円 442,000	円 0	円	工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期
		老朽化に伴う水道管仮設布設替工事	12,001,000	12,001,000	12,001,000		12,001,000	0		工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期
		水道施設情報管理システム更新業務委託	9,350,000	9,350,000	9,350,000		9,350,000	0		設計業務等委託契約約款第22条及び第24条に伴い履行期間延期

報告第7号

令和元年度越前市工業用水道事業会計予算繰越しの報告について
令和元年度越前市工業用水道事業会計予算繰越しについて、地方公営企業法第
26条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和2年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和元年度越前市工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						一般会計繰入金	工事負担金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	工業用水道管 (管路増強) 工事	円 122,265,000	円 122,265,000	円 122,265,000	円	円	円 122,000,000	円 265,000	円 0		工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期
		越前市工業用水道基本設計改定業務委託	4,895,000	4,895,000	4,895,000				4,895,000	0		設計業務等委託契約約款第22条及び第24条に伴い履行期間延期